

7.補助対象・補助率・補助限度額

(1) 補助対象、補助率及び補助限度額等は下記のとおりです。

区 分	対象となる活動	活動期間	内 容	補助率	補助限度額	選考方法
審査事業 (事業認定、補助金額決定)	石見銀山を守る活動	平成24年 4月1日 ～ 平成25年 3月31日	石見銀山遺跡に由来する伝統文化などの保存・振興活動	2/3以内	50万円	書類審査 及び 公開審査
	石見銀山を活かす活動		石見銀山遺跡の魅力高め、来訪者の満足度を高める活動	2/3以内	200万円	
	石見銀山を究める活動		石見銀山遺跡に関する学術的調査や研究活動	2/3以内	100万円	
	石見銀山を伝える活動		一般人を対象とした石見銀山遺跡の価値やユネスコの精神である平和と人権尊重の学習活動及び啓発活動	2/3以内	50万円	
認定事業 (事業認定のみ)	石見銀山を守る活動	平成24年 4月1日 ～ 平成25年 3月31日	石見銀山遺跡地内で実施する草刈り、竹刈り及びゴミ拾い活動	10/10	10万円	書類審査 及び 公開審査
			老朽化等により倒壊の恐れがある国・県・市指定の建築物等で所有者だけでは実施困難な修理活動	自己負担額 の1/2 以内	1000万円	
	上記以外の個人所有ではない伝建の特定物件の修理活動		500万円			
	石見銀山を伝える活動		小・中学生を対象とした石見銀山遺跡の価値やユネスコの精神である平和と人権尊重の学習活動及び啓発活動	10/10	25万円	

- 他の補助金を受けていても、補助の対象になりますが、他の補助金が併用の申請を認めていない場合は申請できません。
- 認定事業については、選定委員会で事業説明をしていただき、事業の必要性のみを判断します。経費の積算については、別に定める規定に従っていただきます。
- 全体事業費から国・県・市の補助金を差し引いた額の1/2以内を補助します。
- 認定事業で国・県・市指定の建築物等及び伝建の特定物件を修理する場合は、事前に大田市と協議を済ませてください。また、1団体が当基金から補助される金額は1,000万円を上限とします。